

精神科医療関連制度・法律

障害者総合支援法

第 3 章「居住系サービス」（住まいの場）

自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具のシステムで構築されています。利用者が、一人一人の支援計画に基づき「日中の活動」を一つないし複数組み合わせ、要望に応じ「住まいの場」と併せサービスを受ける事になります。

第 3 章では、精神障害者が係る「居住系のサービス」（住まいの場）として、共同生活援助（グループホーム）事業、福祉ホーム、自立生活援助事業、更に日中活動系サービスである短期入所（ショートステイ）事業、について紹介します。

I. 共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化

（平成 26 年 4 月 1 日施行）

1. グループホームの概要

グループホームは、精神障害者、知的障害者、身体障害者が世話人等の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、一戸建て等で共同生活する居住の場であり、1 住居あたり定員 2～10 人で事業所の定員は 4 人以上となっています。

グループホーム	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
介護サービスの提供	当該事業所の職員が提供		外部の居宅介護事業者等に委託
介護スタッフ（生活支援員）	配置が必要		配置が不要

障害者総合支援法では、共同生活を行う住居でのケアを柔軟に行い、地域における住まいの選択肢のさらなる拡大及び事務手続きの簡素化等の観点から、平成 26 年 4 月 1 日より共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

グループホームは、提供する支援を「基本サービス（日常生活の援助等）」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の 2 階建て構造とし、介護サービスの提供体制によって「介護サービス包括型」と「外部サービス利用型」の 2 区分となっていました。障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、平成 30 年度改定で「日中サービス支援型共同生活援助」（日中サービス支援型）が新設されました。

「介護サービス包括型」及び「日中支援サービス型」では、当該事業所の職員が介護サービスを提供し、利用者の状態に応じて介護スタッフ（生活支援員）を配置することが必要となります。「外部サービス利用型」では、事業所は介護サービスのアレンジメント（手配）のみを行い、介護サービスの提供は外部の居宅介護事業者等に委託し、介護スタッフの配置は不要となります。

共同生活援助事業所の指定を受けるためには、①指定共同生活援助（介護サービス包括型）

事業所、②指定共同生活援助（日中サービス支援型）事業所、③外部サービス利用型指定共同生活援助事業所のいずれかの指定を受けることが必要となります。グループホームを利用するためには、障害支援区分の判定とサービス利用にかかる給付決定が必要となりますが、入浴、排せつ又は食事等の介護サービスの提供を希望しない障害者は、必ずしも障害支援区分の判定は必要ありません。

2. サテライト型住居の設備・運営基準（平成 26 年 4 月 1 日施行）

グループホーム	本体住居	サテライト型住居
入居定員	原則、2人以上10人以下 ※	1人
ユニット(居室を除く)の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	—
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けられることができる通信機器(携帯電話可) 	
居室の面積	収納設備を除き7.43m ² (和室であれば4.5畳)	

※ サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないが、事業所の利用定員には含む。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていくため、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として、ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の運営が平成 26 年 4 月 1 日より認められました。

サテライト型住居の入居定員は1人で、本体住居の入居定員には含まれませんが、事業所の利用定員には含まれます。本体住居及びサテライト型住居のいずれも事業者が確保することになりますが、本体住居につき、2か所（本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所）が上限となります。また、サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が日常的に交流を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が概ね 20 分以内で移動可能な距離に設置し、本体住居の交流スペース（居間や食堂等）において食事や余暇活動へ参加することになります。

II. グループホーム

1. 外部サービス利用型共同生活援助事業

利用者	地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な障害者 (身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)
サービス内容	○主として夜間において、共同生活を営むべき住居で相談その他の日常生活上の援助を実施 ○利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施 ○利用者の状態に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施（外部の居宅介護事業所に委託）
職員配置基準	○世話人：常勤換算で1人以上、利用者数の6：1以上 (平成26年4月1日において現に存する事業所は、当分の間10：1以上) ○サービス管理責任者：常勤換算で1人以上、利用者数の30：1以上
設備	①共同生活住居（複数の居室、居間、食堂、便所、浴室等を共有する建物）を1以上有し、入居定員は4人以上 ②共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下、ただし既存の建物を活用する場合は2人以上20人以下 (都道府県知事が認める場合は21人以上30人以下) ③共同生活住居内にユニット(居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所)は1以上で、入居定員は2人以上10人以下 ④居室は原則個室(夫婦等の場合2人部屋可)で、居室面積は収納設備等を除き7.43平方メートル以上

(1) 利用者とサービス内容

利用者は、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な障害者で、身体障害者にあつては65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限られます。

サービス内容としては、主として夜間において、共同生活を営むべき住居で相談その他の日常生活上の援助を行います。また、日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施します。

なお、利用者の状態に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施する場合は、外部の居宅介護事業所に委託することになります。

(2) 職員配置基準

サービス管理者は常勤換算で利用者30人に対して1人以上、世話人は常勤換算で利用者6人に対して1人以上(平成26年4月1日に現に存する事業所は、当分の間、10人に対して1人以上の配置でも可)の配置が必要となります。

なお、介護サービスの提供は受託居宅介護事業所が行うため、介護スタッフ(生活支援員)の配置は不要となっています。

(3) 設備基準

指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（複数の居室、居間、食堂、便所、浴室等を共有する建物）を有し、指定共同生活援助事業所の入居定員の合計は4人以上となります。

共同生活住居の入居定員は、2 人以上 10 人以下（既存の建物を活用する場合は 2 人以上 20 人以下）となりますが、都道府県知事が特に必要と認めた場合は 21 人以上 30 人以下となります。共同生活住居内に、1 以上のユニット（居室・居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所）を有し、ユニットの入居定員は 2 人以上 10 人以下となります。

居室は原則個室（夫婦等の場合 2 人部屋可）で、居室面積は収納設備等を除き 7.43 平方メートル以上必要です。

なお、共同生活住居は住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設（入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設）又は病院の敷地外にあることが必要となります。

（4）外部サービス利用型共同生活援助サービス費

外部サービス利用型では、介護を必要としない者も利用するため、利用者全員に必要な「基本サービス」（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）は「外部サービス利用型共同生活援助サービス費」として包括的に評価されています。外部サービス利用型共同生活援助サービス費の報酬は、従前のグループホームが円滑に外部サービス利用型グループホームに移行できるよう、従前のグループホームの報酬水準を基本としています。

また、利用者ごとに必要性や利用頻度等が異なる「介護サービス」については個々の利用者ごとにその利用に応じて「受託居宅介護サービス費」として算定することになります。受託居宅介護サービス費の報酬は、介護保険の外部サービス利用型特定施設入居者居宅介護における外部の事業者へ委託する訪問系サービスの提供が可能であること等を考慮して設定されています。

外部サービス利用型共同生活援助サービス費	I		II		III		IV		V		
		244 単位		199 単位		171 単位		114 単位		274 単位	
介護サービスは手配のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託、看護スタッフ（生活支援員）の配置は不要											
世話人	4 : 1 以上		5 : 1 以上		6 : 1 以上		10 : 1 以上		体験利用 ※		
サービス管理責任者	30 : 1 以上										
受託居宅介護サービス費	利用者に対して受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定										
	所要時間	15 分未満				95 単位					
		15 分以上 30 分未満				192 単位					
		30 分以上 1 時間 30 分未満				261 単位 (所要時間が 30 分から 15 分を増すごとに 86 単位を加算)					
1 時間 30 分以上				559 単位 (所要時間が 1 時間 30 分から 15 分を増すごとに 36 単位を加算)							

※ 1 回当たり連続 30 日以内

1) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I) ~ (IV)

世話人の配置基準 (常勤換算) に応じた報酬単価となっています。世話人が利用者数を 4 で除した数以上配置している場合は共同生活援助サービス費 (I) として 1 日 244 単位を、世話人が利用者数を 5 で除した数以上配置している場合は共同生活援助サービス費 (II) として 1 日 199 単位を、世話人が利用者数を 6 で除した数以上配置している場合は共同生活援助サービス費 (III) として 1 日 171 単位を、世話人が利用者数を 10 で除した数以上配置している場合は共同生活援助サービス費 (IV) として 1 日 114 単位を、算定します。

2) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V)

長期の入院・入所から地域生活に移行する場合等で、一時的に体験的な利用が必要な者に対し、共同生活援助のサービスを提供した場合は、1 日 274 単位 (1 回当たり連続 30 日以内・年 50 日以内) を算定することができます。

3) 受託居宅介護サービス費 (平成 26 年 4 月 1 日に新設)

利用者に対して受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定します。

所要時間が、10 分程度以上 15 分未満の場合は 95 単位を、15 分以上 30 分未満の場合は 192 単位を、30 分以上 1 時間 30 分未満の場合は 261 単位に所要時間 30 分から計算して 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数を、1 時間 30 分以上の場合は 559 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数を、算定します。

(5) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の減算項目

外部サービス利用型共同生活援助サービス費	大規模住居等減算	所定単位数×90% (入居定員 8 人以上) 所定単位数×87% (入居定員 21 人以上)
	①又は②	
	①サービス提供職員欠如減算	所定単位数×70% ^{※1} (50%) ^{※2}
	②サービス管理責任者欠如減算	所定単位数×70% ^{※3} (50%) ^{※4}
	個別支援計画未作成減算	所定単位数×70% ^{※1} (50%) ^{※2}
	身体拘束廃止未実施減算	利用者全員について 1 日 5 単位減算

※1 減算が適用される月から 2 月目まで

※2 減算が適用される 3 月目以降

※3 減算が適用される月から 4 月目まで

※4 減算が適用される 5 月目以降

1) 大規模住居等減算

共同生活住居の入居定員が 8 人以上 21 人未満の場合は所定単位数の 90%を、入居定員が 21 人以上の場合は所定単位数の 87%を、算定します。

2) サービス提供職員 (世話人) 欠如減算

世話人の数が人員基準の 1 割を超えて欠如している場合には翌月から、1 割の範囲以内で欠如した場合には翌々月から、人員基準欠如が解消された月まで減算されます。そのため、減算が適用される月から 2 月目までは所定単位数の 70%を、減算が適用される月から 3 月以降は所定単位数の 50%を、算定します。

3) サービス管理責任者欠如減算

サービス管理責任者の数が人員基準を満たしていない場合には、翌々月から人員基準欠

如が解消された月まで減算されます。そのため、減算が適用される月から 4 月目までは基本単位数の 70%を、減算が適用される 5 月目以降は基本単位数の 50%を、算定します。

4) 個別支援計画（外部サービス利用型共同生活援助計画）未作成減算

個別支援計画（外部サービス利用型共同生活援助計画）が未作成で共同生活援助サービスが提供されていた場合は、該当月から当該状態が解消された月の前月まで減算されます。そのため、減算が適用される月から 2 月目までは所定単位数の 70%を、減算が適用される月から 3 月以降は所定単位数の 50%を、算定します。

5) 身体拘束廃止未実施減算（平成 30 年度改定で新設）

平成 30 年度改定では、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録が未作成の場合は、新たに「身体拘束廃止未実施減算」として所定単位数から 1 日 5 単位を減算することになりました。

記録を行っていない事実が生じた場合は、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、所定単位数から減算することとなります。都道府県知事は、当該記録の未作成が継続する場合には、記録の作成を行うよう指導することになりますが、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しが検討されます。

(6) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費特有の加算項目

加算項目		算定要件等		報酬
自立生活支援加算		居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が 1 月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に先立って、退居後の生活について相談支援を行い、かつ退去する利用者に対し、退去後の生活の相談援助、在宅での障害福祉サービスなどの連絡調整等を行った場合（ <u>入居中 2 回</u> 、退居後 1 回を限度）		+ 5 0 0 単位/回
医療連携体制加算	I	医療機関から看護職員の訪問を受けて看護を行った場合	利用者 1 人	+ 5 0 0 単位/日
	II		利用者 2 人以上（訪問 1 回 8 名限度）	+ 2 5 0 単位/日
	III	看護職員が介護職員等にたんの吸引等の指導のみを行った場合		+ 5 0 0 単位/日
	IV	研修を受けた介護職員等がたんの吸引等を実施した場合		+ 1 0 0 単位/日
	V	利用者の日常的な健康管理、通常時・状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡調整、医療面からの適切な指導・援助等の医療ニーズへの適切な対応体制を確保している事業所の場合（看護師 1 名以上確保、看護師による 24 時間連絡体制、重度化した場合の対応指針の作成・説明・同意）		+ 3 9 単位/日

1) 自立生活支援加算（平成 26 年度・平成 30 年度改定で加算内容を変更）

退居後の相談支援等を評価する自立生活支援加算については、入居中に 1 回、退居後に 1 回算定が可能となっていました。が、地域生活への移行を促進する観点から、平成 30 年度改定で入居中に算定することができる回数が 2 回に拡充されました。

自立生活支援加算は、居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が 1 月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退去に先立って、利用者に対して退去後の生活について相談援助を行い、かつ退去後に生活する居宅を訪問し利用者及びその家族等に退去後の障害福祉サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中 2 回に限り 500 単位を加算することができます。また、自立生活支援加算を算定した利用者の退去後 30 日以内に居宅を訪問し、利用者及びその家族等に相談援助を行った場合に、退去後 1 回に限り 500 点を加算することができます。ただし、利用者が退去後に他の社会福祉施設入所する場合等は、加算することはできません。

2) 医療連携体制加算（V）（平成 26 年度改定で新設）

医療連携体制加算（I）～（IV）は、「生活訓練サービス（I）～（IV）共通の加算項目」と同じ内容となりますので、詳細な内容については 35 ページを参照ください。

医療連携体制加算（V）は環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所）で生活を継続できるように、日常的な健康管理や、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所の評価であり、平成 26 年に新設されました。

以下の施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所）が指定共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助）を行った場合に、1 日 39 単位を加算することができます。

医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、利用者に対する日常的な健康管理や通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整等が想定されており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要となります。

施設基準	1. 指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所）の職員、又は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により看護師を 1 名以上確保
	2. 看護師により 24 時間連絡できる体制確保
	3. 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を取得

医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助における家賃や食料費の取扱いなどが考えられます。

なお、看護職員配置加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、医療連携体制加算（医療連携体制加算（IV）を除く。）を併算定することはできません。

(7)生活訓練サービス費と共通の加算項目

1) 「生活訓練サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)共通の加算項目」と同じ加算項目

加算項目	算定要件等		報酬
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者が利用者数の30%以上で、常勤の視覚障害者等の生活支援に従事する従事者を利用者に対して50:1以上配置している場合		+41単位/日
福祉専門職員配置等加算	Ⅰ	精神保健福祉士等35%以上雇用している事業所	+10単位/日
	Ⅱ	精神保健福祉士等25%以上雇用している事業所	+7単位/日
	Ⅲ	①又は②のいずれかに該当する事業所 ①常勤職員割合75%以上、②勤続年数3年以上の常勤職員30%以上	+4単位/日
看護職員配置加算	共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置している場合		+70単位/日
福祉・介護職員処遇改善加算	Ⅰ	月額3万7千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び職場環境等要件を満たしている場合	+所定単位×0.170/月
	Ⅱ	月額2万7千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件を満たしている場合	+所定単位×0.124/月
	Ⅲ	月額1万5千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかに適合し、職場環境等要件を満たしている場合	+所定単位×0.069/月
	Ⅳ	Ⅲの算定要件のうち、キャリアパス要件又は職場環境等要件のいずれかを満たしている場合	+上記Ⅲ×0.9/月
	Ⅴ	Ⅲの算定要件のうち、キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない場合	+上記Ⅲ×0.8/月
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している場合（キャリアパス要件・定量的要件を問わない）		+所定単位×0.023/月
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	Ⅰ	福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを取得している事業所で、福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っているとともに、その取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合	福祉専門職員配置等加算算定事業所 +所定単位×0.020/月
	Ⅱ	福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを取得している事業所で、福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っているとともに、その取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合	福祉専門職員配置等加算未算定事業所 +所定単位×0.016/月

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、福祉専門職員配置等加算(生活訓練サービス費訪問訓練型と同じ報酬)、看護職員配置加算(平成30年度改定で新設)、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を外部サービス利用型共同生活援助サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「生活訓練サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)共通の加算項目」(35ページ～41ページ)を参照ください。

ただし、看護職員配置加算、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)及び福祉・介護職員処遇改善特別加算は、生活訓練サービス費とは算定する単位数が異なっています。看護職員配置加算は1区分で1日70単位を、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は1月の所定単位の17.0%を、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)は1月の所定単位の12.4%を、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は1月の所定単位の6.9%を、介護職員処遇改善特別加算は1月の所定単位の2.3%を、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は1月の所定単位の2.0%を、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)は1月の所定単位の1.6%を算定します。

2) 「宿泊訓練型である生活訓練サービス費(Ⅲ)・(Ⅳ)の加算項目」と同じ項目

加算項目		算定要件等		報酬
入院時支援特別加算	I	入院期間 3 日以上 7 日未満	病院等を訪問し、連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合	+ 5 6 1 単位/月 1 回
	II	入院期間 7 日以上		+ 1, 1 2 2 単位/月 1 回
帰宅時支援加算	I	外泊期間 3 日以上 7 日未満	利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合	+ 1 8 7 単位/月 1 回
	II	外泊期間 7 日以上		+ 3 7 4 単位/月 1 回
長期入院時支援特別加算		1 月の入院が 2 日を超える場合、当該日数を越える期間に加算、入院初日から起算して 3 月を上限		+ 7 6 単位/日
長期帰宅時支援加算		1 月の外泊が 2 日を超える場合、当該日数を越える期間に加算、外泊初日から起算して 3 月を上限		+ 2 5 単位/日
地域生活移行個別支援特別加算		心神喪失者等医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等の地域生活への移行に、関係者による調整会議の開催や特別な個別支援計画の作成、アセスメント等の支援を一定期間行った場合 (精神保健福祉士等を 1 名以上配置、年 1 回の研修、指定医療機関等との協力体制)		+ 6 7 0 単位/日
精神障害者地域移行特別加算		精神科病院等に 1 年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施		+ 3 0 0 単位/日
強度行動障害者地域移行特別加算		障害児者支援施設に 1 年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施		+ 3 0 0 単位/日
通勤者生活支援加算		一般の事業所で就労する利用者が 5 0 %以上の宿泊型自立訓練事業所で、日中に職場での対人関係の調整や相談・助言・金銭管理の指導等日常生活上の支援を行っている場合		+ 1 8 単位/日

入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期入院時支援特別加算、長期帰宅時支援加算、地域生活移行個別支援特別加算、精神障害者地域移行特別加算(平成 30 年度改定で新設)、強度行動障害者地域移行特別加算(平成 30 年度改定で新設)、通勤者生活支援加算、日中支援加算、夜間支援等体制加算を外部サービス利用型共同生活援助サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「宿泊訓練型である生活訓練サービス費(Ⅲ)・(Ⅳ)の加算項目」(46 ページ～51 ページ)を参照ください。

ただし、日中支援加算及び夜間支援等体制加算は、対象区分・単位数等が異なりますので、以下に紹介します。

■ 日中支援加算 (平成 21 年度改定で新設、平成 27 年に対象を拡大)

加算項目		算定要件等			
日中支援加算	I	65 歳以上又は障害支援区分 4 以上の障害者で、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難な利用者に対して日中に必要な支援を行った場合	(1)日中支援対象利用者 1 人	+ 5 3 9 単位/日	
			(2) 日中支援対象利用者 2 人以上	+ 2 7 0 単位/日 (1 人当たり)	
	II	日中活動サービスの支給を受けている利用者又は就労している利用者が、心身の状況等により障害福祉サービス等の利用又は就労することができないときに、介護等の支援を日中に行った場合 (当該支援を行った日の合計が 1 月につき 2 日を超える場合に 3 日目を以降について算定可)	障害支援区分 4、5、6	(1) 日中支援対象利用者 1 人	+ 5 3 9 単位/日
			障害支援区分 3 以下		+ 2 7 0 単位/日
		障害支援区分 4、5、6	(2) 日中支援対象利用者 2 人以上	+ 2 7 0 単位/日 (1 人当たり)	
		障害支援区分 3 以下		+ 1 3 5 単位/日 (1 人当たり)	

日中支援加算(Ⅰ)は平成 26 年 4 月に新設され、65 歳以上又は障害支援区分 4 以上の障害者であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難な利用者に対して日中に必要な支援を行った際に、日中支援対象利用者が 1 人の場合は 1 日 539 単位を、日中支援対象利用者が 2 人以上の場合は 1 人当たり 1 日 270 単位を加算することができます。

平成 26 年 4 月以降は、従前の日中支援加算が日中支援加算(Ⅱ)に名称変更となり、日中活動サービス(生活訓練、就労移行支援、就労継続支援等)の支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が、心身の状況等により当該サービスを利用できない時に介護等の支援を昼間の時間帯に行った場合は、利用できない期間が 2 日を超える場合に 3 日目以降について加算することができます。障害支援区分 4～6 に該当する場合は、日中支援対象利用者 1 人につき 1 日 539 単位を、日中支援対象利用者 2 人以上の場合は 1 人当たり 1 日 539 単位を、算定することができます。障害支援区分 3 以下の場合は、日中支援対象利用者 1 人につき 1 日 270 単位を、日中支援対象利用者 2 人以上の場合は 1 人当たり 1 日 135 単位を、算定することができます。

平成 27 年度改定では、障害者の重度化・高齢化を踏まえ、心身の状況等によりやむを得ず予定していた日中活動を休んで日中を共同生活住居で過ごす利用者に対する支援の評価である日中支援加算の算定対象となる日中活動が拡大されました。そのため、日中支援加算の対象となっていた日中活動(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター)に加え、新たに介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアが算定対象に追加されました。

■ 夜間支援等体制加算(平成 26 年に夜間支援体制の評価を充実、平成 27 年に見直し)

加算項目		算定要件等		報酬	
夜間支援等 体制加算	Ⅰ	夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合	夜間 支 援 対 象 利 用 者	(1) 2 人以下	+ 6 7 2 単位/日
				(2) 3 人	+ 4 4 8 単位/日
				(3) 4 人	+ 3 3 6 単位/日
				(4) 5 人	+ 2 6 9 単位/日
				(5) 6 人	+ 2 2 4 単位/日
				(6) 7 人	+ 1 9 2 単位/日
				(7) 8 人～1 0 人	+ 1 4 9 単位/日
				(8) 1 1 人～1 3 人	+ 1 1 2 単位/日
				(9) 1 4 人～1 6 人	+ 9 0 単位/日
				(10) 1 7 人～2 0 人	+ 7 5 単位/日
				(11) 2 1 人以上 3 0 人以下	+ 5 4 単位/日
	Ⅱ	宿直を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合	夜間 支 援 対 象 利 用 者	(1) 4 人以下	+ 1 1 2 単位/日
				(2) 5 人	+ 9 0 単位/日
				(3) 6 人	+ 7 5 単位/日
				(4) 7 人	+ 6 4 単位/日
				(5) 8 人～1 0 人	+ 5 0 単位/日
				(6) 1 1 人～1 3 人	+ 3 7 単位/日
				(7) 1 4 人～1 6 人	+ 3 0 単位/日
				(8) 1 7 人～2 0 人	+ 2 5 単位/日
Ⅲ	夜間及び深夜の時間帯に、利用者の緊急事態等に対応するための連絡・防災体制が適切に確保されている場合	夜間 支 援 対 象 利 用 者	(1) 2 1 人以上 3 0 人以下	+ 1 8 単位/日	
				+ 1 0 単位/日	

従前のグループホームでは、夜間の防災体制の強化を図るため、平成 21 年度改定で夜間の防災体制を評価した夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）が、夜間及び深夜の時間帯に利用者の緊急事態等に対応するため、平成 24 年度改定で夜間の連絡・支援体制を評価した夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）が、新設されました。従前のケアホームでは、少人数単位で行う支援を評価するため、平成 21 年度改定で支援対象者数に応じた評価に夜間支援体制加算が見直され、夜間及び深夜の時間帯に利用者の緊急事態等に対応するため、平成 24 年度改定で夜間の連絡・支援体制を評価した夜間支援体制加算（Ⅱ）が新設されました。

ケアホームがグループホームに一元化された平成 26 年 4 月 1 日以降は、夜勤・宿直を評価していた夜間支援体制加算（Ⅰ）は夜勤を評価した夜間支援体制加算（Ⅰ）と宿直を評価した夜間支援体制加算（Ⅱ）に、防災体制を評価していた夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）と連絡体制を評価していた夜間支援体制加算（Ⅱ）・夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）は夜間支援体制加算（Ⅲ）に見直されました。

夜間支援体制加算（Ⅰ）は、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合に、夜間支援対象者の数に応じて 1 日 672 単位～54 単位を加算することができます。なお、平成 27 年度改定では、1 人の夜間支援従事者が少人数の利用者に対して支援した場合を適切に評価するため、夜間支援等体制加算（Ⅰ）において 3 人以下の利用者を支援した場合の新たな 2 区分が新設されました。そのため、改定前は 1 人の夜間支援従事者が 4 人以下の利用者を支援した場合に 1 日 336 単位を算定することになっていましたが、平成 27 年度改定で 1 人の夜間支援従事者が、4 人の利用者を支援した場合は 1 日 336 単位を、3 人の利用者を支援した場合は 1 日 448 単位を、2 人以下の利用者を支援した場合は 1 日 448 単位を、算定することが可能となりました。

夜間支援体制加算（Ⅱ）は、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合に、夜間支援対象者の数に応じて 1 日 112 単位～18 単位を加算することができます。

夜間支援体制加算（Ⅲ）は、夜間及び深夜の時間帯を通じて、以下の必要な防災体制又は利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制が適切に確保されている場合に、1 日 10 単位を加算することができます。

夜間防災体制	警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結する場合
常時の連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の従事者が常駐する場合 ・携帯電話等で夜間・深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合 ・当該事業所の世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間の支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合

2. 共同生活援助事業（介護サービス包括型）

利用者	地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）
サービス内容	○主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う ○日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整実施
職員配置基準	○世話人：常勤換算で利用者数の6：1以上 ○生活支援員：理療者の障害支援区分に応じて常勤換算で2.5：1～9：1以上 ○サービス管理責任者：常勤換算で1人以上、利用者数の30：1以上
設備	①共同生活住居（複数の居室、居間、食堂、便所、浴室等を共有する建物）を1以上有し、入居定員は4人以上 ②共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下、ただし既存の建物を活用する場合は2人以上20人以下（都道府県知事が認める場合は21人以上30人以下） ③共同生活住居内にユニット(居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所)は1以上で、入居定員は2人以上10人以下 ④居室は原則個室(夫婦等の場合2人部屋可)で、居室面積は収納設備等を除き7.43平方メートル以上

（1）利用者とサービス内容

共同生活援助事業（介護サービス包括型）の利用者は、地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者で、身体障害者にあつては65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限られます。

サービス内容としては、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。また、日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施します。

（2）職員配置基準と設備基準

外部サービス利用型共同生活援助事業と同様に、世話人は常勤換算で利用者6人に対し1人以上、サービス管理責任者は常勤換算で利用者30人に1人以上配置することが必要です。ただし、外部サービス利用型共同生活援助事業とは異なり、利用者の障害支援区分が3以上の場合は生活支援員を障害支援区分に応じて常勤換算で利用者2.5人から9人に1人以上必要となります。

設備基準については、外部サービス利用型共同生活援助事業と同じ内容となりますので、外部サービス利用型共同生活援助事業の設備基準の項目（77ページ）を参照ください。

（3）共同生活援助サービス費

共同生活援助サービス費は、介護サービスが包括されており、介護サービス等は事業所の従業者が提供することになります。そのため、利用者の総数及び障害支援区分に応じて世話人及び生活支援員を配置することが必要で、障害支援区分及び世話人の配置基準に応じた基本報酬が設定されています。

共同生活 援助サービス費 【介護サービス包括型】	I	II	III	IV	障害支援 区分	生活支援員
	<u>666</u> 単位	<u>615</u> 単位	<u>582</u> 単位	<u>696</u> 単位	6	2.5 : 1 以上
	<u>551</u> 単位	<u>499</u> 単位	<u>466</u> 単位	<u>581</u> 単位	5	4 : 1 以上
	<u>470</u> 単位	<u>420</u> 単位	<u>386</u> 単位	<u>500</u> 単位	4	6 : 1 以上
	<u>384</u> 単位	<u>333</u> 単位	<u>300</u> 単位	<u>414</u> 単位	3	9 : 1 以上
	<u>294</u> 単位	<u>244</u> 単位	<u>210</u> 単位	<u>324</u> 単位	2	-
	<u>244</u> 単位	<u>199</u> 単位	<u>171</u> 単位	<u>274</u> 単位	1 以下	
世話人	4 : 1 以上	5 : 1 以上	6 : 1 以上	体験利用 ※	/	
サービス管理 責任者	30 : 1 以上					

※ 1 回当たり連続 30 日以内

1) 共同生活援助サービス費 (I)

世話人を利用者 4 人に 1 人以上配置し、利用者の障害支援区分に応じた生活支援員を配置している場合は、算定することができます。

障害支援区分 6 で、生活支援員を利用者 2.5 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 666 単位を、障害支援区分 5 で、生活支援員を利用者 4 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 551 単位を、障害支援区分 4 で、生活支援員を利用者 6 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 470 単位を、障害支援区分 3 で、生活支援員を利用者 9 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 384 単位を、障害支援区分 2 の場合は 1 日 294 単位を、障害支援区分 1 以下の場合は 1 日 244 単位を、算定することができます。

2) 共同生活援助サービス費 (II)

世話人を利用者 5 人に 1 人以上配置し、利用者の障害支援区分に応じた生活支援員を配置している場合は、算定することができます。

障害支援区分 6 で、生活支援員を利用者 2.5 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 615 単位を、障害支援区分 5 で、生活支援員を利用者 4 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 499 単位を、障害支援区分 4 で、生活支援員を利用者 6 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 420 単位を、障害支援区分 3 で、生活支援員を利用者 9 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 333 単位を、障害支援区分 2 の場合は 1 日 244 単位を、障害支援区分 1 以下の場合は 1 日 199 単位を、算定することができます。

3) 共同生活援助サービス費 (III)

世話人を利用者 6 人に 1 人以上配置し、利用者の障害支援区分に応じた生活支援員を配置している場合は、算定することができます。

障害支援区分 6 で、生活支援員を利用者 2.5 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 582 単位を、障害支援区分 5 で、生活支援員を利用者 4 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 466 単位を、障害支援区分 4 で、生活支援員を利用者 6 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 386 単位を、障害支援区分 3 で、生活支援員を利用者 9 人に 1 人以上配置している場合

は 1 日 300 単位を、障害支援区分 2 の場合は 1 日 210 単位を、障害支援区分 1 以下の場合
は 1 日 171 単位を、算定することができます。

4) 共同生活援助サービス費(IV)

長期の入院・入所から地域生活に移行する場合等で、一時的に体験的な利用が必要な者に
対し、共同生活援助のサービスを提供した場合は、利用者の障害程度区分に応じた生活支援
員を配置している場合に、算定することができます。

障害支援区分 6 で、生活支援員を利用者 2.5 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 696
単位を、障害支援区分 5 で、生活支援員を利用者 4 人に 1 人以上配置している場合は 1 日
581 単位を、障害支援区分 4 で、生活支援員を利用者 6 人に 1 人以上配置している場合は 1
日 500 単位を、障害支援区分 3 で、生活支援員を利用者 9 人に 1 人以上配置している場合
は 1 日 414 単位を、障害支援区分 2 の場合は 1 日 324 単位を、障害支援区分 1 以下の場合
は 1 日 274 単位を、算定することができます。

5) 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)

世話人	障害支援区分	基本報酬
4 : 1 以上配置	区分 6	<u>4 4 3 単位/日</u>
	区分 5	<u>3 9 7 単位/日</u>
	区分 4	<u>3 6 3 単位/日</u>
5 : 1 以上配置	区分 6	<u>3 9 2 単位/日</u>
	区分 5	<u>3 4 5 単位/日</u>
	区分 4	<u>3 1 3 単位/日</u>
6 : 1 以上配置	区分 6	<u>3 5 8 単位/日</u>
	区分 5	<u>3 1 2 単位/日</u>
	区分 4	<u>2 8 0 単位/日</u>

入所している重度の障害者(障害程度区分 4 以上、かつ、同行援護対象者、行動援護対象
者又は重度訪問介護対象者)が、従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を
希望する場合等に、個人単位で居宅介護を利用することができます。平成 21 年度改定後は
世話人の配置及び障害支援区分に応じた上記の表の評価となっており、令和 3 年 3 月 31 日
まで算定することができます。

(4) 共同生活援助サービス費の減算項目

共同生活援助サ ービス費	大規模住居等減算	所定単位数×95% (入居定員 8 人以上) 所定単位数×93% (入居定員 21 人以上) 所定単位数×95% (一体的な運営が行われている共同生活住居の入居 定員 21 人以上)
		①又は②
	①サービス提供職員欠如減算	所定単位数×70% ^{※1} (50%) ^{※2}
	②サービス管理責任者欠如減算	所定単位数×70% ^{※3} (50%) ^{※4}
	個別支援計画未作成減算	所定単位数×70% ^{※1} (50%) ^{※2}
	身体拘束廃止未実施減算	利用者全員について 1 日 5 単位減算

※1 減算が適用される月から 2 月目まで

※2 減算が適用される 3 月目以降

※3 減算が適用される月から 4 月目まで

※4 減算が適用される 5 月目以降

外部サービス利用型共同生活援助サービス費と同様に大規模住居減算やサービス提供職員(世話人、生活支援員)欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画(共同生活援助計画)未作成減算及び身体拘束廃止未実施減算が設定されていますので、詳細な内容については、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の減算項目(79 ページ～80 ページ)を参照ください。

ただし、大規模住居減算については、以下の通り減算内容が異なります。

■ **大規模住居減算**

共同生活住居の入居定員が 8 人以上 21 人未満の場合は基本単位数の 95%を、入居定員が 21 人以上の場合は基本単位数の 93%を、算定します。なお、一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む。)の入居定員の合計数が 21 人以上の場合は、基本単位数の 95%を算定します。

一体的な運営が行われている 共同生活住居	同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住居
-------------------------	---

(5) **共同生活援助サービス費特有の加算項目**

加算項目	算定要件等	
重度障害者 支援加算	障害程度区分 6 の重症心身障害者等の重度障害者等包括支援の対象者が 1 人以上利用している指定共同生活援助事業所において、通常的生活支援員の基準を超えた人員を配置し、サービス管理責任者又は生活支援員が一定の研修(強度行動障害支援者養成研修又は喀痰吸引等研修)を修了している場合	+ 3 6 0 単位/日

■ **重度障害者支援加算(外部サービス利用型共同生活援助は対象外)**

平成 24 年度改定では、夜間も含め重度障害者への支援の充実を図るため、評価が 1 日 26 単位から 1 日 45 単位に引き上げられました。平成 27 年度改定では、重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、施設基準として、一部の従業者に対し一定の研修の受講を課すとともに、事業所全ての利用者ではなく重度障害者に対する支援を評価する加算へ見直されました。また、算定対象を重度障害者「2 人以上」から「1 人以上」いる事業所に拡大し、さらに評価が引き上げられました。

障害程度区分 6 の重症心身障害者等の重度障害者等包括支援の対象者が 1 人以上利用している指定共同生活援助事業所において、通常的生活支援員の基準を超えた人員を配置し、サービス管理責任者又は生活支援員が一定の研修(強度行動障害支援者養成研修又は喀痰吸引等研修)を修了している場合は、重度障害者について 1 日 360 単位を加算することができます。

重度障害者支援加算の施設基準は、以下の通りです。

重度障害者支援加算の施設基準		経過措置
①	指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配	
②	配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が「実践研修」修了者で、利用者の中に行動障害を有する重度障害者がいる場合は支援計画シート等を作成	平成 30 年 3 月 31 日までは、実践研修の受講予定者を配置している場合は②の基準を満たす
③	配置されている生活支援員のうち 20%以上が「基礎研修」修了者	生活支援員のうち、以下の場合は③の基準を満たす ●平成 28 年 3 月 31 日までは 基礎研修受講予定者が 10%以上の場合 ●平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までは 基礎研修受講予定者が 20%以上の場合 ●平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までは 研修修了者が 10%以上かつ研修受講予定者が 10%以上の場合、
	実践研修	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）、喀痰吸引等研修（第二号）
	基礎研修	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、喀痰吸引等研修（第三号）

(5) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費と共通の加算項目

外部サービス利用型共同生活援助サービス費において算定可能な加算項目（自立生活支援加算、医療連携体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、福祉専門職員配置等加算、看護職員配置、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算）、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（令和元年度改定で新設）、入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期入院時支援特別加算、長期帰宅時支援加算、地域生活移行個別支援特別加算、精神障害者地域移行特別加算（平成 30 年度改定で新設）、強度行動障害者地域移行特別加算（平成 30 年度改定で新設）、通勤者生活支援加算、日中支援加算及び夜間支援等体制加算を共同生活援助サービス費（介護サービス包括型）についても算定することができます。詳細な内容については「外部サービス利用型共同生活援助サービス費の加算項目」（80 ページ～85 ページ）を参照ください。

ただし、長期入院時支援特別加算、長期帰宅時支援加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、「外部サービス利用型共同生活援助サービス費の加算項目」とは算定する単位数が異なっています。長期入院時支援特別加算は 1 日 122 単位を、長期帰宅時支援加算は 1 日 40 単位を、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は 1 月の所定単位の 7.4%を、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）は 1 月の所定単位の 5.4%を、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）は 1 月の所定単位の 3.0%を、介護職員処遇改善特別加算は 1 月の所定単位の 1.0%を、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）は 1 月の所定単位の 1.8%を、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）は 1 月の所定単位の 1.5%を算定します。

3. 日中サービス支援型共同生活援助事業（平成 30 年度改定で新設）

利用者	地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害支援区分3以上の重度の障害者 (身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)
サービス内容	○共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う ○夜間及び深夜の時間帯においても、利用者の状態に応じた介護等の支給を行う体制を確保
職員配置基準	○世話人：常勤換算で利用者数の5：1以上 ○生活支援員：理療者の障害支援区分に応じて常勤換算で2.5：1～9：1以上 (夜間・深夜時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者を配置、世話人・生活支援員のうち、1人以上は常勤) ○サービス管理責任者：常勤換算で1人以上、利用者数の30：1以上
設備	①共同生活住居（複数の居室、居間、食堂、便所、浴室等を共有する建物）を1以上有し、入居定員は4人以上 ②共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下、ただし既存の建物を活用する場合は2人以上20人以下 (都道府県知事が認める場合は21人以上30人以下) ③共同生活住居内にユニット(居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所)は1以上で、入居定員は2人以上10人以下 ④居室は原則個室(夫婦等の場合2人部屋可)で、居室面積は収納設備等を除き7.43平方メートル以上

(1) 利用者とサービス内容

共同生活援助事業（介護サービス包括型）の利用者は、地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害支援区分3以上の重度の障害者で、身体障害者にあつては65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限られます。

サービス内容としては、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。また、夜間及び深夜の時間帯においても、利用者の状態に応じた介護等を行う体制を確保しています。

(2) 職員配置基準と設備基準

世話人は常勤換算で利用者5人に対し1人以上、サービス管理責任者は常勤換算で利用者30人に1人以上配置します。また、共同生活援助事業（介護サービス包括型）と同様に、利用者の障害支援区分が3以上の場合は生活支援員を障害支援区分に応じて常勤換算で利用者2.5人から9人に1人以上必要となります。ただし、地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設が必置であり、夜間支援従事者を1人以上配置することが必要となります。そのため、夜間・深夜時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者を配置し、世話人及び生活支援員のうち、1人以上は常勤となります。

設備基準については、外部サービス利用型共同生活援助事業と同じ内容となりますので、外部サービス利用型共同生活援助事業の設備基準の項目（77ページ）を参照ください。

(3) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費

平成 30 年度改定では、より重度の障害者に対する支援を充実させるため、報酬の重点化を図る観点から共同生活援助サービス費の基本報酬が引き下げられ、障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」が新設されました。

日中サービス支援型共同生活援助サービス費は、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本としており、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の 5 : 1 をベースに、4 : 1 及び 3 : 1 の基本報酬が設定されています。

共同生活援助サービス費(介護サービス包括型)と同様に、以下のような障害支援区分、生活支援員及び世話人の配置基準に応じた基本報酬が設定されています。

	I	II	III	IV	障害支援区分	生活支援員
日中サービス支援型	<u>1,104 単位</u>	<u>1,020 単位</u>	<u>968 単位</u>	<u>1,134 単位</u>	6	2.5 : 1 以上
共同生活援助サービス費	<u>988 単位</u>	<u>903 単位</u>	<u>851 単位</u>	<u>1,018 単位</u>	5	4 : 1 以上
	<u>906 単位</u>	<u>821 単位</u>	<u>769 単位</u>	<u>936 単位</u>	4	6 : 1 以上
	<u>721 単位</u>	<u>637 単位</u>	<u>585 単位</u>	<u>751 単位</u>	3	9 : 1 以上
世話人	<u>3 : 1 以上</u>	<u>4 : 1 以上</u>	<u>5 : 1 以上</u>	体験利用 ※	/	
サービス管理責任者	30 : 1 以上					

※ 1 回当たり連続 30 日以内

1) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)

世話人を利用者 3 人に 1 人以上配置し、利用者の障害支援区分に応じた生活支援員を配置している場合は、算定することができます。

障害支援区分 6 で、生活支援員を利用者 2.5 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 1,104 単位を、障害支援区分 5 で、生活支援員を利用者 4 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 988 単位を、障害支援区分 4 で、生活支援員を利用者 6 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 906 単位を、障害支援区分 3 で、生活支援員を利用者 9 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 721 単位を、算定することができます。

2) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)

世話人を利用者 4 人に 1 人以上配置し、利用者の障害支援区分に応じた生活支援員を配置している場合は、算定することができます。

障害支援区分 6 で、生活支援員を利用者 2.5 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 1,020 単位を、障害支援区分 5 で、生活支援員を利用者 4 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 903 単位を、障害支援区分 4 で、生活支援員を利用者 6 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 821 単位を、障害支援区分 3 で、生活支援員を利用者 9 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 637 単位を、算定することができます。

3) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)

世話人を利用者 5 人に 1 人以上配置し、利用者の障害支援区分に応じた生活支援員を配置している場合は、算定することができます。

障害支援区分 6 で、生活支援員を利用者 2.5 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 968 単位を、障害支援区分 5 で、生活支援員を利用者 4 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 851 単位を、障害支援区分 4 で、生活支援員を利用者 6 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 769 単位を、障害支援区分 3 で、生活支援員を利用者 9 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 585 単位を、算定することができます。

4) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)

長期の入院・入所から地域生活に移行する場合等で、一時的に体験的な利用が必要な者に対し、共同生活援助のサービスを提供した場合は、利用者の障害程度区分に応じた生活支援員を配置している場合に、算定することができます。

障害支援区分 6 で、生活支援員を利用者 2.5 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 1,134 単位を、障害支援区分 5 で、生活支援員を利用者 4 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 1,018 単位を、障害支援区分 4 で、生活支援員を利用者 6 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 936 単位を、障害支援区分 3 で、生活支援員を利用者 9 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 751 単位を、算定することができます。

5) 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合

日中サービス支援型共同生活援助サービス費では、日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合は、以下のような障害支援区分、生活支援員及び世話人の配置基準に応じた基本報酬が設定されています。

	I	II	III	IV	障害支援区分	生活支援員
日中サービス支援型 共同生活 援助サービス費 【日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合】	909単位	825単位	773単位	939単位	6	2.5 : 1 以上
	792単位	708単位	656単位	823単位	5	4 : 1 以上
	711単位	626単位	574単位	741単位	4	6 : 1 以上
	624単位	539単位	488単位	654単位	3	9 : 1 以上
	459単位	373単位	323単位	489単位	2	—
	399単位	323単位	279単位	429単位	1 以下	
世話人	3 : 1 以上	4 : 1 以上	5 : 1 以上	体験利用 ※	/	
サービス管理責任者	30 : 1 以上					

※ 1 回当たり連続 30 日以内

6) 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）

①日中を当該共同生活住居で過ごす者

世話人	障害支援区分	基本報酬
3 : 1 以上配置	区分 6	6 9 7 単位/日
	区分 5	6 5 0 単位/日
	区分 4	6 1 6 単位/日
4 : 1 以上配置	区分 6	6 1 1 単位/日
	区分 5	5 6 5 単位/日
	区分 4	5 1 4 単位/日
5 : 1 以上配置	区分 6	6 1 6 単位/日
	区分 5	5 3 2 単位/日
	区分 4	4 8 1 単位/日

②日中を当該共同生活住居以外で過ごす者

世話人	障害支援区分	基本報酬
3 : 1 以上配置	区分 6	6 0 4 単位/日
	区分 5	5 5 7 単位/日
	区分 4	5 2 4 単位/日
4 : 1 以上配置	区分 6	5 1 9 単位/日
	区分 5	4 7 3 単位/日
	区分 4	4 3 9 単位/日
5 : 1 以上配置	区分 6	4 6 8 単位/日
	区分 5	4 2 1 単位/日
	区分 4	3 8 8 単位/日

入所している重度の障害者（障害程度区分 4 以上、かつ、同行援護対象者、行動援護対象者又は重度訪問介護対象者）が、従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合等に、個人単位で居宅介護を利用することができます。個人単位で居宅介護等を利用する場合は、2 区分（①日中を当該共同生活住居で過ごす者、②日中を当該共同生活住居以外で過ごす者）によって、世話人の配置及び障害支援区分に応じた評価となっており、令和 3 年 3 月 31 日まで算定することができます。

平成 30 年 3 月 31 日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用については、当該経過措置を令和 3 年 3 月 31 日まで延長されており、新設された日中サービス支援型についても、当該経過措置の対象となりました。

(4) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費の減算項目

日中サービス支援型共同生活援助サービス費	大規模住居等減算	所定単位数×93%（入居定員 21 人以上） 所定単位数×95%（一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員 21 人以上）
	①又は②	
	①サービス提供職員欠如減算	所定単位数×70%※ ¹ (50%)※ ²
	②サービス管理責任者欠如減算	所定単位数×70%※ ³ (50%)※ ⁴
	個別支援計画未作成減算	所定単位数×70%※ ¹ (50%)※ ²
身体拘束廃止未実施減算	利用者全員について 1 日 5 単位減算	

※1 減算が適用される月から 2 月目まで

※2 減算が適用される 3 月目以降

※3 減算が適用される月から 4 月目まで

※4 減算が適用される 5 月目以降

共同生活援助サービス費と同様に大規模住居減算やサービス提供職員(世話人、生活支援員)欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画(共同生活援助計画)未作成減算及び身体拘束廃止未実施減算が設定されていますので、詳細な内容については、共同生活援助サービス費の減算項目(88 ページ～89 ページ)を参照ください。

ただし、住まいの場であるグループホームの特性(生活単位であるユニットの定員等)は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たな種類のグループホームとなります。そのため、共同生活援助サービス費(介護サービス包括型)とは異なり、大規模住居等減算における入居定員8人以上に対する減算は適用されません。

(5) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費特有の加算

加算項目	算定要件等	
夜勤職員加配加算	日中サービス支援型の夜間支援について、夜勤職員を1人以上加配する場合	+149単位/日

■ **夜勤職員加配加算(平成30年度改定で新設)**

平成30年度改定では、夜勤職員加配加算が新設されました。夜勤職員加配加算は、日中サービス支援型共同生活援助事業所のみが対象となります。日中サービス支援型共同生活援助の夜間支援は、夜勤職員の配置を基本報酬において評価していますが、夜勤を行う夜間支援従事者1人以上加配する場合は、更に1日149単位を加算することができます。

(6) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費と共通の加算項目

外部サービス利用型共同生活援助サービス費において算定可能な加算項目(自立生活支援加算、医療連携体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、福祉専門職員配置等加算、看護職員配置、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(令和元年度改定で新設)、入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期入院時支援特別加算、長期帰宅時支援加算、地域生活移行個別支援特別加算、精神障害者地域移行特別加算(平成30年度改定で新設)、強度行動障害者地域移行特別加算(平成30年度改定で新設)、通勤者生活支援加算、日中支援加算及び夜間支援等体制加算を共同生活援助サービス費(介護サービス包括型)と同様に算定することができます。詳細な内容については「外部サービス利用型共同生活援助サービス費の加算項目」(80ページ～85ページ)を参照ください。

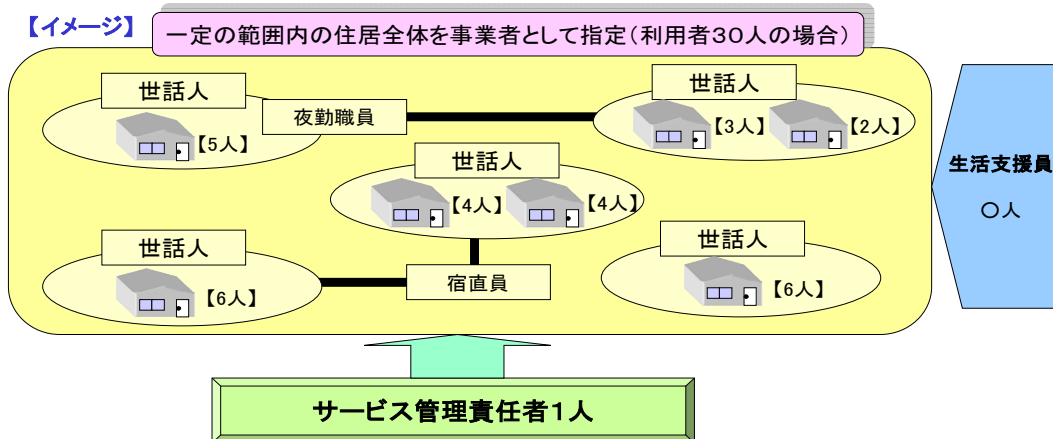
ただし、長期入院時支援特別加算、長期帰宅時支援加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、「外部サービス利用型共同生活援助サービス費の加算項目」とは算定する単位数が異なります。長期入院時支援特別加算は1日150単位を、長期帰宅時支援加算は1日50単位を、福祉・介護職員処遇改善加算(I)は1月の所定単位の7.4%を、福祉・介護職員処遇改善加算(II)は1

月の所定単位の 5.4%を、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は 1 月の所定単位の 3.0%を、介護職員処遇改善特別加算は 1 月の所定単位の 1.0%を、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は 1 月の所定単位の 1.8%を、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)は 1 月の所定単位の 1.5%を算定します。

4. グループホームの事業運営

【ポイント】

- ①個々の住居ではなく、一定の地域の範囲内に所在する住居全体を事業者として指定
- ②世話人は、利用者数にかかわらず 1 人配置とされていた仕組みが改められ、6 人の利用者に対して 1 人以上を配置
(平成26年4月1日に現存するグループホームは、当分の間、10人の利用者に対して1人以上でも可)
- ③サービス管理責任者は、全体の利用者数 30 人に対して 1 人以上を配置
- ④生活支援員は全体の利用者数に対し、利用者ごとの障害支援区分に応じて配置
- ⑤夜間の適切な支援体制を確保
(専任職員の配置等の条件に該当する場合は報酬上別に評価)
- ⑥ 1 住居の最低利用人員は 2 人以上



出典：厚生労働省「第 2 回今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」(平成 20 年 5 月 1 日)参考資料 2 を加工して作成
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s0501-3f.pdf>

障害福祉サービスでは、グループホーム(ケアホーム)は、個々の住居ではなく、一定の地域の範囲内(主たる事業所から他の共同生活住居までが概ね 30 分以内で移動可能な範囲)に点在する住居全体をまとめて事業者として指定されますが、平成 26 年 4 月 1 日からグループホームとケアホームはグループホームに一元化されました。

世話人は利用者数にかかわらず個々の住居に 1 人配置とされていた仕組みを改められ、事業単位の利用者 6 人に対して 1 人以上の配置することになります。ただし、平成 26 年 4 月 1 日に現存するグループホーム(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所)は、当分の間、10 人の利用者に対して 1 人以上の配置となっており、より手厚く配置した場合は高い報酬単価の算定が可能となっています。

標準的な事業規模は 30 人で、サービス管理責任者は全体の利用者 30 人に対し 1 人以上配置することになりますが、介護包括型グループホームの場合は、障害程度区分に応じて生活支援員の配置が必要となります。夜間の適切な支援体制を確保するため、専任職員の配置等の条件を満たしている場合は、報酬上で別に評価しています。

なお、1 住居の最低利用人員は 2 人以上からの運営が可能となっており、8 人以上からは大規模住居減算の対象となっていますが、平成 30 年度改定で新設された日中サービス支援型共同生活援助は 1 つの建物への入居を 20 名まで認めた新たな類型のグループホームであるため、大規模住居等減算における入居定員 8 人以上に対する減算は適用されません。

5. 福祉ホームとグループホームとの違い

	グループホーム		福祉ホーム
	外部サービス利用型 共同生活援助	共同生活援助 (介護サービス包括型、 <u>日中サービス支援型</u>)	
制度の位置づけ	訓練等給付		地域生活支援事業
利用者	就労又は就労継続支援等の日中活動を利用している障害者で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な者	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障害者で、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者（ <u>日中サービス支援型は、障害支援区分3以上の重度の障害者</u> ）	家庭環境、住宅事情等の理由で、居宅での生活が困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く）
サービス内容	主として夜間に共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う	主として夜間に共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う	管理人の業務 ・施設の管理 ・利用者の日常生活に関する相談、助言 ・福祉事務所等関係機関との連絡、調整
期限	期限なし		
日中活動	就労、就労継続支援等	生活介護又は就労継続支援等	就労、就労継続支援等
利用者負担	・1割負担 ・家賃、食材料費、光熱水費などの実費負担		・実施主体の判断による ・家賃、食材料費、光熱水費などの実費負担
居住環境	居室又は原則個室		

出典：厚生労働省「第 2 回今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」(平成 20 年 5 月 1 日)参考資料 2 を加工して作成
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s0501-3f.pdf>

福祉ホームは地域生活援助事業として生活ニーズに応じ、現に住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備利用や日常生活の便宜を提供する施設です。福祉ホームの利用者は、家庭環境、住宅事情等の理由で、居宅での生活が困難な障害者となりますが、常時の介護、医療を必要とする状態にある場合は対象外となります。

平成 26 年 4 月 1 日からグループホームとケアホームはグループホームに一元化され、①指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所、②日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、③外部サービス利用型指定共同生活援助事業所のいずれかの指定を受けることとなります。

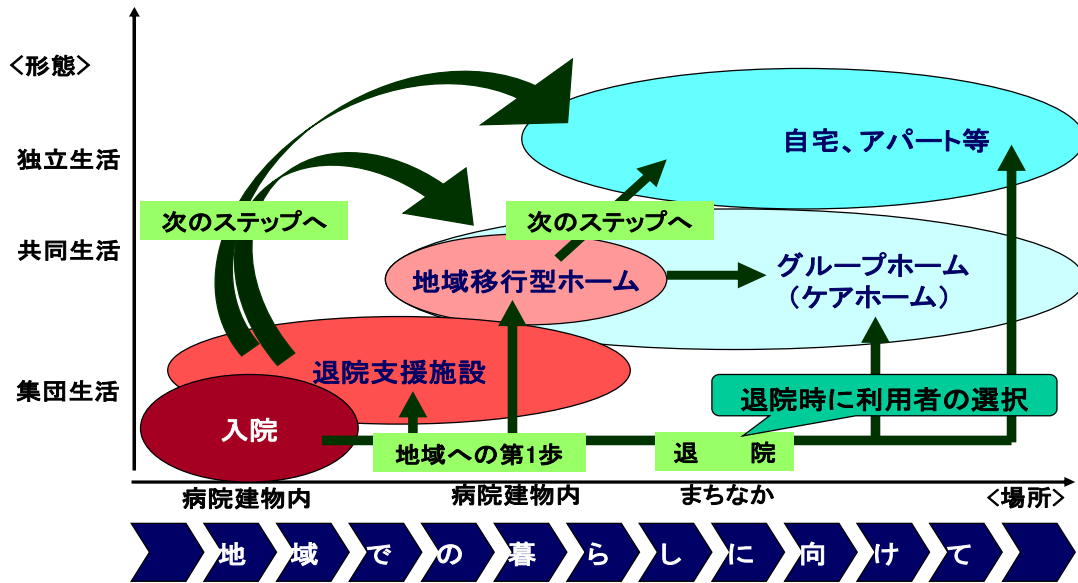
グループホームは、住居の提供だけでなく一定の介護や訓練などの目的を有した施設となっており、障害福祉サービス等報酬として障害者個々に給付される個別給付で、グループホームは訓練等給付が支給されます。

グループホームの利用を希望する障害者のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者については、必ずしも障害支援区分の認定は必要ありません。

ん。そのため、市町村は、適切なアセスメント及びマネジメントにより、グループホームの利用申請した本人の意向や障害の種類及び程度のその他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続きの要否を判断することになります。

6. 精神障害者の地域移行と居住系サービスの関係

○「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」がそれぞれの状態に応じて地域移行を実現できるよう、障害福祉計画によって支援体制を構築
 ○その中で、退院支援施設(自立訓練事業、就労移行支援事業)、地域移行型ホームは、地域移行に向けてのステップにおける一つの選択肢という性格



出典：厚生労働省「第2回今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」(平成 20 年 5 月 1 日)参考資料 2 を加工して作成
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s0501-3f.pdf>

精神障害者が退院した場合、直接、自宅やアパートに退院することが可能であれば問題はありませんが、色々な事情や条件で退院が困難な精神障害者も多く存在しています。障害者自立支援法では、障害福祉計画を後押しし、「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」がそれぞれの状況に応じて地域移行が実現できるための施策として、障害者自立支援法では「精神障害者退院支援施設や地域移行型ホーム」の考え方が新たに提案され、平成 24 年 3 月 31 日までは設置することができました。平成 24 年 3 月 31 日までに指定された施設は、平成 24 年 4 月 1 日以降も運営することができます。

これらの施設は、退院を促進する意味でワンステップ施設としての位置づけや、一つの選択肢として考えられおり、利用期間に制限が設けられています。そのため、精神障害者退院支援施設や地域移行型ホームには、スムーズな地域生活への移行を目的に地域移行推進協議会の設置が必要となります。

また、障害福祉サービスでは、宿泊型生活訓練を除いて、同じ施設で日中活動の場と住まいの場のサービスを提供することはできませんが、精神障害者退院支援施設は生活訓練や

就労移行支援を行う日中活動の場と住まいの場を兼ね備えている特例の施設です。

地域移行型ホーム・精神障害者退院支援施設の概要（平成19年4月1日実施）

設置形態	地域移行型ホーム	精神障害者退院支援施設	
	病院敷地内	病院の建物の精神病床を転換する場合	左記以外の場合
法律の位置づけ	共同生活援助、共同生活介護の立地の特例	自立訓練(生活訓練)、就労移行支援において宿泊の場を提供した場合の報酬上の加算	
定員規模	○事業の最低定員:4人以上(30人以下) ○1住居当たり2人以上10人(既存建物を活用する場合h20人(知事の個別承認で30人)まで)	20人以上60人以下	20人以上30人以下
居室	○原則として個室 ○1人当たり床面積:7.43㎡以上	○1室あたり4人以下 ○1人当たり床面積6㎡以上	○原則として個室 ○1人当たり床面積:8㎡以上
設備	居間、食堂、風呂、トイレ、洗面所、台所等	浴室、洗面施設、便所等(その他の自立訓練(生活訓練)、就労移行支援に必要な設備)	
人員配置	【共同生活援助の場合】 ○世話人 10:1 【共同生活介護の場合】 ○世話人 6:1以上 ○生活支援員 障害支援区分に応じて9:1以上~2.5:1以上 【共通事項】 ○サービス管理責任者 30:1以上 ○管理者1人	【生活訓練の場合】 ○生活支援員 6:1以上 【就労移行支援の場合】 ○職業指導員・生活支援員 6:1以上 ○就労支援員 15:1以上 【共通事項】 ○サービス管理責任者 60:1以上 ○夜間の生活支援員 1人以上 ○管理者 1人	
報酬基準	○外部サービス利用型共同生活援助:世話人の配置に応じて 244単位~114単位 ○共同生活援助(介護サービス包括型)世話人の配置及び障害支援区分に応じて 666単位~171単位	<定員21人以上40人以下の場合> ○生活訓練 : 667単位 ○就労移行支援 : 1,004単位(就職後定着率5割以上の場合) ○精神障害者退院支援施設加算 <宿直体制> 115単位 <夜勤体制> 180単位	
備考	○新規指定は平成24年3月31日まで(運営は可) ○原則2年の利用期間 ○外部の日中活動サービス等を利用	○新規指定は平成24年3月31日まで(運営は可) ○2年又は3年の標準利用期間 (日中の自立訓練、就労移行支援に夜間が附属) ○精神病床転換によって設置(病棟設備の転用又は病棟建物外での設置) ○外部での活動など、地域移行に向けての準備等のサービスを提供	

出典：厚生労働省「全国福祉事務所長会議」(平成 19 年 4 月 23 日)行政説明資料(4)等を加工して作成
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/z-fukushi/gyousei/gyousei04.html>

(1) 地域移行型ホーム（新規指定は平成 24 年 3 月 31 日まで）

地域移行型ホーム	・平成 24 年 3 月 31 日までの間、一定の要件を満たす場合に限り、病院(入所施設)敷地内の既存の建物で、グループホーム(ケアホーム)のサービス提供可 ・平成 24 年 3 月 31 日までの間に地域移行型ホームの指定を受けた場合は、平成 24 年 4 月 1 日以降も、引き続きグループホーム(ケアホーム)のサービス提供可
法律の位置づけ	共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)
定員規模	1 住居当たり 4 人以上 30 人以下
居室・設備	・原則として個室(1 人当たり床面積:7.43㎡以上) ・居間又は食堂、台所、洗面施設、便所等
留意事項	・原則 2 年の利用期間(市町村審査会の個別の判断で延長可) ・外部の日中活動サービスを利用 ・共同生活介護・共同生活援助計画を作成 ・地域移行推進協議会を設置し、定期的に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設定

地域移行型ホームは、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間、本来入所施設や病院の敷地外に設置する共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)を敷地内に設置できるようにした特例です。つまり、平成 24 年 3 月 31 日までの間、一定の要件を満たす場合に限り、病院(入所施設)敷地内の既存の建物を共同住居に転換し、グループホーム(ケアホーム)のサービスを提供することができました。ただし、平成 24 年 3 月 31 日までの間に地域移行型ホームの指定を受けた場合は、平成 24 年 4 月 1 日以降も、引き

続きグループホーム（ケアホーム）のサービスを提供することができます。

地域移行型ホームのメリットには、精神障害者が退院当初医療とアクセスし易いことや、地域の反対などで敷地外に設置することが困難な場合などが考えられます。

建物は入所施設又は病院の敷地内にある既存物件に限定され、次の要件を満たしていることが必要でした。

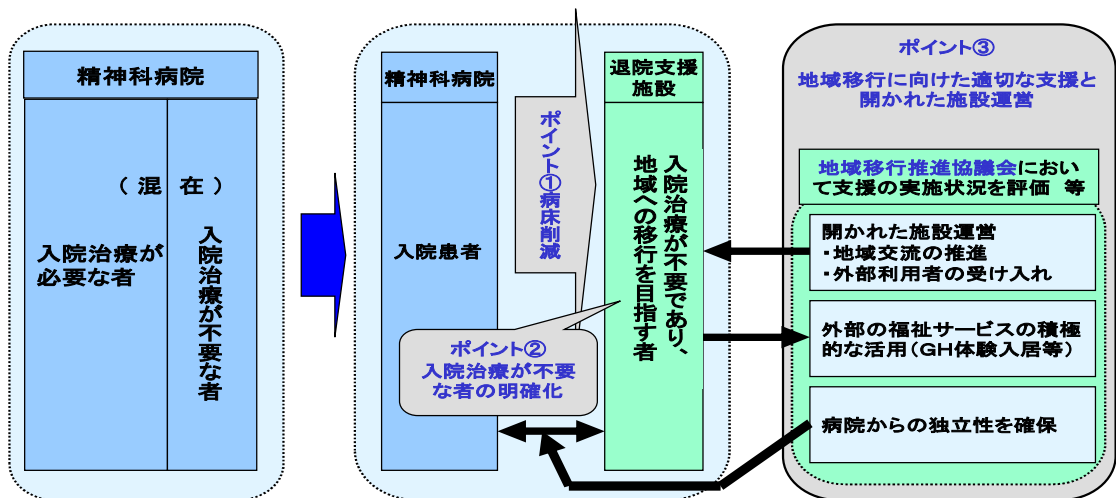
1. 当該地区の指定共同生活介護または指定共同生活援助の量が、都道府県の障害者福祉計画を満たしておらず、都道府県知事が特に必要と認めた場合であること。
2. 入所施設の定員数または病院の精神病床数の減少を伴うものであること。
 病床を転換する場合はグループホーム又はケアホームの定員 1 名に対し 1 床以上、看護師寮職員寮等を転換する場合は定員 2 名に対し 1 床以上の病床を削減する必要があります。しかし生活訓練施設、福祉ホーム（A 型・B 型）等を転換する場合は病床の削減は求められていません。
3. 共同生活住居の入居定員の合計数は 4 人以上、30 人以下であること。

地域移行型ホームの報酬基準や人員配置に関しては、敷地外に設置しているグループホームとの違いはありません。利用期間は原則 2 年間となりますが、市町村審査会の個別の判断で延長することができます。地域移行型ホームに入居してから 2 年の間に、一般住宅等へ移行できるよう共同生活援助計画を作成し、地域生活への移行を段階的に進めるため、外部の日中活動サービス等を積極的に利用できるよう、他の障害福祉サービス事業者等と十分連携を取りながら計画的な支援を行ないます。

また、利用者の地域への移行を推進するための関係者で構成された地域移行推進協議会を設置し、定期的に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設け、報告等の記録は 5 年間保存することが必要です。

(2) 精神障害者退院支援施設（新規指定は平成 24 年 3 月 31 日まで）

- 【ポイント】
- ① 精神病床の削減（定員と同数の病床数を削減）
 - ② 入院治療が不要な者の明確化
 - ③ 地域移行に向けた適切な支援と開かれた施設運営



出典：厚生労働省「全国福祉事務所長会議」(平成 19 年 4 月 23 日)行政説明資料(4)を加工して作成
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/z-fukushi/gyosei/gyousei04.html>

精神障害者退院支援施設は、精神病床を自立訓練（生活訓練）や就労移行支援を行う機能と住居機能の両方を兼ね備えた施設に転換することを目的としており、定員と同数の精神病床数の削減が必要となります。この施設は入院治療が不要な者を明確化し、病床の削減を視野に入れた策であることは明らかなです。つまり、対象は長期在院予備群等のための施設であり、高齢かつ長期の入院患者の受け入れ施設ではないことが判ります。このように、スムーズな地域への移行が行えるよう新たな施設類型を整備し、今後精神病床数の削減を促進していくことが伺えます。

病院敷地内の施設である精神障害者退院支援施設等は、地域移行に向けた適切な支援と開かれた施設運営が求められており、原則として病棟単位で転換する等、病院からの一定の独立性を確保することが必要です。

まず、地域移行に向けた適切な支援を行うためには、利用者及びその家族、市町村職員、外部の障害福祉サービス関係者、地域住民等により構成された地域移行推進協議会を設置することが必須条件となります。

この協議会は支援の実施状況を定期的に評価し、必要な要望や助言等を行います。また、地域における住まいの場や日中活動の場を確保するため、市町村が設置する地域自立支援協議会等との連絡調整を行います。

その他、退院後の生活スタイルに応じた、外出訓練、グループホーム体験入居等の敷地外活動を積極的に活用し、地域生活移行の着実な推進が求められています。

また、開かれた施設運営を行うためには、生活訓練や就労移行支援事業の外部利用者を積極的に受け入れ、病院敷地内のグラウンド、会議室等敷地内の設備等を積極的に地域住民に開放するとともに、地域の行事への参加等により地域との交流を積極的に推進することが必要です。

なお、精神障害者退院支援施設の新規指定は、平成 24 年 3 月 31 日までとなっており、平成 24 年 3 月 31 日までの間に指定を受けた精神障害者退院支援施設は、平成 24 年 4 月 1 日以降も引き続き事業を行うことができます。

精神障害者退院支援施設では、指定自立訓練（生活訓練）又は指定就労移行支援の施設基準に適合し都道府県知事に届け出た精神科病院が、生活訓練及び就労移行支援に併せて夜間の居住の場を提供した場合に、その夜勤体制や宿直体制を評価した精神障害者退院支援施設加算を算定することができます。

対象者は、精神科病院に概ね 1 年程度入院及び入退院を繰り返している退院患者等です。利用できる施設として、現在の精神病床を転換する場合と、病床転換型以外があります。

定員規模は病床転換型の場合は 20 人以上 60 人以下、病床転換型以外の場合は 20 人以上 30 人以下となっています。いずれも精神科病院の病床の減少を伴う形で設置した施設であり、入所定員 1 名に対し 1 床以上の病床を転換する必要があります。標準の利用期間は 2 年から 3 年となっています。

(3) 病院の敷地内における指定共同生活援助の事業等の経過的特例(平成 27 年 4 月 1 日施行)

長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性（概要）

1. 長期入院精神障害者の地域移行及び精神医療の将来像

- 長期入院精神障害者の地域移行を進めるため、本人に対する支援として、「退院に向けた意欲の喚起(退院支援意欲の喚起を含む)」「本人の意向に沿った移行支援」「地域生活の支援」を徹底して実施。
- 精神医療の質を一般医療と同等に良質かつ適切なものとするため、**精神病床を適正化し、将来的に不必要となる病床転換を削減するといった病院の構造改革が必要**

2. 長期入院精神障害者本人に対する支援

【ア】退院に向けた支援
 【ア-1】退院に向けた支援
 ・病院スタッフからの働きかけの促進
 ・外部の支援者等との関わり確保 等
 【ア-2】本人の意向に沿った移行支援
 ・地域移行後の生活準備に向けた支援
 ・地域移行に向けたステップとしての支援(退院意欲が喚起されない精神障害者への地域移行に向けた段階的な支援) 等
 【イ】地域生活の支援
 ・居住の場の確保(公営住宅の活用促進等)
 ・地域生活を支えるサービスの確保(地域生活を支える医療・福祉サービスの充実) 等
 【ウ】関係行政機関の役割
 都道府県等は、医療機関の地域移行に関する取組が効果的なものとなるよう助言・支援に努める

3. 病院の構造改革

- 病院は医療を提供する場であり、生活の場であるべきではない。
- 入院医療については、精神科救急等地域生活を支えるための医療等に人員・治療機能を集約することが原則であり、これに向けた構造改革が必要。(財政的な方策を併せて必要)
- 2. に掲げる支援を徹底して実施し、これまで以上に地域移行を進めることにより、病床は適正化され、将来的に削減。
- 急性期等と比べ入院医療の必要性が低い精神障害者が利用する病床においては、地域移行支援機能を強化する。
- 将来的に不必要となった建物設備や医療法人等として保有する敷地等の病院資源は、地域移行した精神障害者が退院後の地域生活を維持・継続するための医療を充実等地域生活支援や段階的な地域移行のために活用することも可能とする

<病院資源のグループホームとしての活用について>

- 地域移行する際には、地域生活に直接移行することが原則
- 退院に向けた支援を徹底して実施してもなお退院意欲が固まらない人に対しては、本人の権利擁護の観点、精神医療の適正化の観点から、段階的な移行も含めて、入院医療の場から生活の場に居住の場を移すことが必要。
- その選択肢の一つとして、病院資源をグループホームとして活用することを可能とするために、障害者権利条約に基づく権利擁護の観点も踏まえ、一定の条件付け(※)を行なった上で、病床削減を行なった場合に敷地内への設置を認めることとし、必要な現行制度の見直しを行なうべきこと、また、見直し後の事業を試行的に実施し、運用状況を検証するべきことが多くの構成員の一致した考え方(※※)
※「本人の自由意思に基づき選択の自由を担保する」、「外部との自由な交流等を確保しつつ、病院とは明確に区別された環境とする」、「地域移行に向けたステップとしての支援とし、基本的な利用期間を設ける」等
 ※※あくまでも居住の場としての活用は否との意見があった

出典：厚生労働省「第 58 回社会保障審議会障害者部会」(平成 26 年 7 月 14 日) 資料 3 をもとに作成
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000063177.html>

病院資源のグループホームとしての活用については、平成 26 年 7 月にとりまとめられた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ)において、地域移行する際には、地域生活に直接移行することを原則としていますが、退院に向けた支援を徹底して実施してもなお退院意欲が固まらない人に対しては、本人の権利擁護の観点、精神医療の適正化の観点から、段階的な移行も含めて、入院医療の場から生活の場に居住の場を移すことが必要であることが示されました。そのため、その選択肢の一つとして、病院資源をグループホームとして活用することを可能とするために、障害者権利条約に基づく権利擁護の観点も踏まえ、一定の条件付けを行なった上で、精神病床の削減を前提に、病院敷地内でのグループホームの設置が提案されました。

その結果、既存の地域移行型ホームに関する基準を参考に、平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、以下の条件 (I. 利用者及び利用に当たっての条件、II. 支援体制や構造上の条件、III. 運営上の条件) を満たす場合に、「地域移行支援型ホーム」(病院敷地内のグループホーム) として精神病床の削減を行った場合の病院の敷地内において指定共同生活援助の事業等を行うことができる経過的特例が設けられました。

病院敷地内におけるグループホームについて

- 平成26年7月にとりまとめられた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」（長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ）において、入院医療の必要性が低い精神障害者の居住の場の選択肢を増やすという観点から、病院の敷地内でのグループホームの試行的な実施について指摘がなされた。
- このため、精神病床の削減を前提に、障害者権利条約に基づく精神障害者の権利擁護の観点も踏まえつつ、例えば次のような具体的な条件を整備の上で、それらを全て満たす場合には病院の敷地内でのグループホームの設置を認めることとする。
- なお、制度施行日から4年後を目途に、3年間の実績を踏まえ、制度の在り方について検討予定。

I 利用者及び利用に当たっての条件

- ① 利用者本人の自由意思に基づく選択による利用であること。
また、利用に当たっては利用者本人及び病院関係者以外の第三者が関与すること。
- ② 利用対象者は、原則、現時点で長期入院している精神障害者に限定すること。
- ③ 利用期間を設けること。

II 支援体制や構造上の条件

- ④ 利用者のプライバシーが尊重されること。
- ⑤ 食事や日中活動の場等は利用者本人の自由にする。
- ⑥ 外部との面会や外出は利用者本人の自由にする。
- ⑦ 居住資源が不足している地域であること。
- ⑧ 病院が地域から孤立した場所でないこと。
- ⑨ 構造的に病院から一定の独立性が確保されていること。
- ⑩ 従業員は、病院の職員と兼務しないこと。

III 運営上の条件

- ⑪ 本サービスを利用中も、引き続き地域生活への移行に向けた支援を実施すること。
- ⑫ 運営に関して第三者による定期的な評価を受けること。
- ⑬ 時限的な施設とすること。

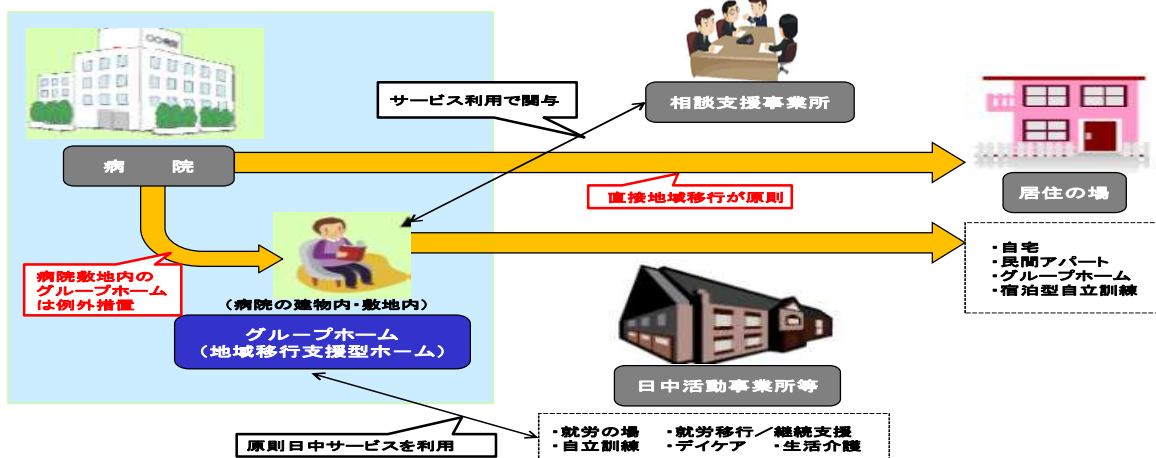
出典：厚生労働省「第 58 回社会保障審議会障害者部会」（平成 26 年 7 月 14 日）資料 3 をもとに作成
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000063177.html>

地域移行支援型ホームの対象者は1年以上入院している精神障害者で、利用期間は原則2年以内となっています。地域移行支援型ホームは、精神病床数の減少を伴うもの（病院の定員1以上の削減に対し、地域移行支援型ホームの定員を1）であって、定員は4人以上30人以下となります。

平成27年4月1日から平成31年3月31日までは、新規の指定を行うことができますが、指定後の運営期間は、当該指定を受けて6年間となっており、新規の指定や運営期間については時限的なものとなっています。

なお、平成27年4月1日において現に運営されている地域移行型ホームについては、平成27年4月1日以降も、基本的に当該事業を従前の例により運営することができます。

病院敷地内におけるグループホームのイメージ



出典：厚生労働省「第 58 回社会保障審議会障害者部会」（平成 26 年 7 月 14 日）資料 3 を加工して作成
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000063177.html>

Ⅲ. 自立生活援助事業（平成 30 年度改定で新設）

利用者	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等
サービス内容	<p>○定期的に利用者の居宅を月 2 回以上訪問し、「①食事、洗濯、掃除などに課題はないか、②公共料金や家賃に滞納はないか、③体調に変化はないか、通院しているか、④地域住民との関係は良好か」等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。</p> <p>○定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。</p> <p>○標準利用期間は 1 年（市町村判断で延長可能）</p>
職員配置基準	<p>○地域生活支援員：指定自立生活援助事業所ごとに 1 人以上（利用者数の 25：1 以上）</p> <p>○サービス管理責任者：①利用者数が 30 以下で 1 人以上、②利用者数が 31 以上で、1 人に 30 人増すごとに 1 人増</p>
設備基準	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、日宇町名設備及び備品等を整備

(1) 利用者サービス内容

利用者は、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者等となります。

サービス内容としては、定期的に利用者の居宅を月 2 回以上訪問し、「①食事、洗濯、掃除などに課題はないか、②公共料金や家賃に滞納はないか、③体調に変化はないか、通院しているか、④地域住民との関係は良好か」等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うこととなります。定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は訪問、電話、メール等による随時の対応もおこなわれます。標準利用期間は 1 年で、市町村判断で延長することができます。

(2) 職員配置基準と設備基準

サービス管理責任者は、利用者数 30 人以下は 1 人以上で、利用者 31 人以上の場合は 1 人に、利用者数が 30 人を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 人を加えてえた数以上となります。

地域生活支援員は指定自立生活援助事業所ごとに 1 人以上で、利用者数 25 人に対して 1 人を標準とし、利用者数が 25 又はその端数が増すごとに増員することが望ましいとされています。

設備基準としては、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、日宇町名設備及び備品等を備えることが必要となります。

(3) 自立生活援助サービス費（平成 30 年度改定で新設）

平成 30 年度改定では、平成 28 年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問（利用者の居宅を月 2 回以上訪問）や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスとして「自立生活援助」が新設されました。

定期的な居宅訪問を月 2 回以上行うことが算定要件となっており、精神科病院等から地域

での一人暮らしに移行した日から1年以内の利用者は自立生活援助サービス費（Ⅰ）を、1年を超える利用者は自立生活援助サービス費（Ⅱ）を月に算定することになります。さらに、適正なサービス量を提供する観点から、1人の地域生活支援員が支援する利用者数を人員基準では「標準として25人」となっていますが、報酬上は「30人」を超えた場合の報酬区分が設定されています。

自立生活援助サービス費		(Ⅰ)	(Ⅱ)
		退所等から1年以内の利用者	退所等から1年を超える利用者
地域生活員1人あたり利用者数	30人未満	(1) 1,556単位/月	(1) 1,165単位/月
	30人以上	(2) 1,089単位/月	(2) 816単位/月

1) 自立生活援助サービス費（Ⅰ）

精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した日から1年以内の利用者に対して、地域生活支援員1人当たり利用者数が30人未満の場合は月に1,556単位を、地域生活支援員1人当たり利用者数が30人以上の場合は月に1,089単位を算定することができます。

2) 自立生活援助サービス費（Ⅱ）

精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した日から1年を超える利用者に対して、地域生活支援員1人当たり利用者数が30人未満の場合は月に1,165単位を、地域生活支援員1人当たり利用者数が30人以上の場合は月に816単位を算定することができます。

(4) 自立生活援助サービス費の減算項目

自立生活援助サービス費	サービス管理責任者欠如減算	所定単位数×70% ^{※1} (50%) ^{※2}
	個別支援計画未作成減算	所定単位数×70% ^{※3} (50%) ^{※4}
	標準利用期間超過減算	利用者全員について1日5単位減算

※1 減算が適用される月から4月目まで ※2 5月以上連続して減算の場合
 ※3 減算が適用される月から2月目まで ※4 3月以上連続して減算の場合

1) サービス管理責任者欠如減算

サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合は、減算が適用される月から4月目までは所定単位数の70%を、5月以上連続して減算の場合は所定単位数の50%を、算定することになります。

2) 自立生活援助計画未作成減算

自立生活援助計画が未作成の場合は、作成されていない期間が3月未満の場合に所定単位数の70%を、作成されていない期間が3月以上の場合に所定単位数の50%を、算定することになります。

3) 標準利用期間超過減算

指定自立生活援助事業所における自立生活援助の利用者（自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く）のサービス利用期間（自立生活援助の利用を開始した日から指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間）の平均値が、標準利用期間（1年間）を6月以上超える場合は、所定単位数の95%を算定することになります。

(5) 自立生活援助サービス費の加算項目

加算項目	算定要件等	報酬
特別地域加算	中山間地域等に居住する利用者に対して行った場合	+ 230 単位/月
福祉専門職員配置等加算	I 常勤の地域生活援員のうち、資格保有者が 35%以上	+ 450 単位/月
	II 常勤の地域生活援員のうち、資格保有者が 25%以上	+ 300 単位/月
	III 常勤の地域生活援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上	+ 180 単位/月
初回加算	自立生活援助の利用を開始した月に算定	+ 500 単位/月
同行支援加算	外出を伴う支援を行うに当たり、利用者に行き必要な情報提供又は助言等を行った場合	+ 500 単位/月
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合	+ 150 単位/回

1) 特別地域加算

厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住する利用者に対して、指定自立生活援助事業所の従業者が自立生活援助を行った場合は、月に230単位を加算することができます。

「厚生労働大臣が定める地域」（中山間地域等）
1. 離島振興法第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域 2. 奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定する奄美群島の地域 3. 豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項の規定により指定された特別豪雪地帯 4. 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する地域 5. 山村振興法第 7 条第 1 項の規定により振興山村として指定された山村の地域 6. 小笠原諸島振興開発特別措置法第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島の地域 7. 半島振興法第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域 8. 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域 9. 過疎地域自立促進特別措置法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域 10. 沖縄振興特別措置法第 3 条第 3 号に規定する離島

2) 福祉専門職員配置等加算

平成30年度改定では、良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者等の割合を評価する「福祉専門職員配置等加算」が新設されました。

常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上の場合は月に450単位を、常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上の場合は月に300単位を、常勤の地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の場合は月に180単位を、加算することができます。

3) 初回加算

指定自立生活援助事業所の従業者が、自立生活援助を行った場合に、特に業務量が集中する支援が必要な自立生活援助の利用を開始した月に、500単位を加算することができます。

4) 同行支援加算

指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、利用者に行き必要な情報提供又は助言等を行った場合は、月に500単位を加算することができます。

5) 利用者負担上限額管理加算

利用者負担額合計額の管理を行った場合は、月に150単位を加算することができます。

IV. 短期入所（ショートステイ）事業

日中活動気鋭サービスである短期入所サービス費は、対象者（障害者、障害児等）、実施施設、障害支援区分、日中活動系サービス利用の有無等に応じた報酬単価が設定されており、福祉型短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費、共生型短期入所サービス費、基準該当短期入所サービス費に区分されます。

平成 30 年度改定では、サービス事業者の経営の実態や平成 30 年度介護報酬改定の動向等を踏まえ、短期入所サービス費の基本報酬は引き上げられ、福祉型強化短期入所サービス費及び共生型短期入所サービス費が新設されました。

本章では、障害者に対して、宿泊訓練型生活訓練の事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所、指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において行う短期入所の評価である福祉型短期入所サービス費及び共生型短期入所サービス費（Ⅰ）・（Ⅱ）について紹介します。

利用者	○障支援区分 1 以上の障害者 ○障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障害児
サービス内容	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、共同生活援助（グループホーム）の事業所、宿泊訓練型生活訓練の事業所等への短期間の入所が必要な障害者等に対して、短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を短期間の入所において提供
職員配置基準	■ 共同生活援助事業所等が併設事業所として短期入所事業を設置する場合は、以下の①又は②に定める従業者数を配置 ①短期入所と同時に共同生活援助等を提供する時間帯：共同生活援助等の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を共同生活介護事業所等の利用者数とみなした場合は、共同生活援助等の生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要な数以上 ②短期入所提供する時間帯（①を除く）：従業者は当該日の短期入所の利用者数の 6：1 以上
設備	○併設事業所の居室は、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を使用 ○併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、併設本体施設の設備（居室を除く）を短期入所事業の使用可能

（1）利用者とサービス内容

ショートステイは、障害支援区分 1 以上の障害者又は障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障害児が対象です。

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、共同生活援助（グループホーム）の事業所、宿泊訓練型生活訓練の事業所等への短期間の入所が必要な障害者等に対して、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を短期入所中に提供します。

（2）職員配置基準

指定共同生活援助事業所等（指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定宿泊訓練型生活訓練の事業所等）が併設事業所として短期入所事業を行う場合は、以下の①又は②に定める従業者数を配置することが必要となります。

①	短期入所と同時に共同生活援助等を提供する時間帯	共同生活援助等の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を共同生活援助事業所等の利用者数とみなした場合は、共同生活介護等の生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要な数以上
②	短期入所提供する時間帯(①を除く)	従業者は当該日の短期入所の利用者数の 6 : 1 以上

(3) 設備基準

併設事業所の居室は、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を使用し、設備は併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、併設本体施設の設備（居室を除く）を短期入所事業に使用することができます。

(4) 福祉型短期入所サービス費

福祉型短期入所サービス費		障害支援区分					対象者
		6	5	4	3	2 以下	
I	短期入所のみ利用	902 単位/日	766 単位/日	633 単位/日	569 単位/日	497 単位/日	障害者
II	日中活動系サービスを併せて利用	588 単位/日	515 単位/日	310 単位/日	234 単位/日	168 単位/日	
III	短期入所のみ利用	766 単位/日		601 単位/日	497 単位/日		障害児
IV	日中活動系サービスを併せて利用	515 単位/日		272 単位/日	168 単位/日		
障害児支援区分		3		2	1		

1) 福祉型短期入所サービス費(I)

障害者が指定共同生活援助事業所等において、短期入所サービスのみを利用する場合は、障害支援区分 6 の場合に 1 日 902 単位を、障害支援区分 5 の場合に 1 日 766 単位を、障害支援区分 4 の場合に 1 日 633 単位を、障害支援区分 3 の場合に 1 日 569 単位を、障害支援区分 1 及び 2 の場合に 1 日 472 単位を算定することができます。

2) 福祉型短期入所サービス費(II)

障害者が指定共同生活援助事業所等において、短期入所サービス及び日中活動系サービスを併せて利用する場合は、障害支援区分 6 の場合に 1 日 588 単位を、障害支援区分 5 の場合に 1 日 515 単位を、障害支援区分 4 の場合に 1 日 310 単位を、障害支援区分 3 の場合に 1 日 234 単位を、障害支援区分 1 及び 2 の場合に 1 日 168 単位を算定することができます。

3) 福祉型短期入所サービス費(III)

障害児が指定共同生活援助事業所等において、短期入所サービスのみを利用する場合は、障害児支援区分 3 の場合に 1 日 766 単位を、障害児支援区分 2 の場合に 1 日 601 単位を、障害児支援区分 1 の場合に 1 日 497 単位を算定することができます。

4) 福祉型短期入所サービス費(IV)

障害児が指定共同生活援助事業所等において、短期入所サービス及び日中活動系サービスを併せて利用する場合は、障害児支援区分 3 の場合に 1 日 515 単位を、障害児支援区分 2 の場合に 1 日 272 単位を、障害児支援区分 1 の場合に 1 日 168 単位を算定することができます。

(5) 共生型短期入所サービス費（平成 30 年度改定で新設）

共生型短期入所(福祉型)サービス費		障害支援区分・障害児区分 1 以上	対象者
I	共生型サービスのみの利用	766 単位/日	障害者
II	日中活動系サービスを併せて利用	234 単位/日	障害児

平成 30 年度改定では、介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けることが可能となりました。

共生型短期入所事業所において、障害支援区分 1 又は障害児支援区分 1 以上の利用者に対して、共生型短期入所サービスのみの利用する場合は共生型短期入所（福祉型）サービス費（I）として 1 日 766 単位を、日中活動系サービスを併せて利用する場合は共生型短期入所（福祉型）サービス費（II）として 1 日 234 単位を、算定することができます。

なお、常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が 35%以上雇用されている場合は 1 日 15 単位を、25%以上雇用されている場合は 10 単位を福祉専門職員等配置加算として加算することができます。

(6) 短期入所サービス費の減算項目

福祉型 短期入所 サービス費	大規模減算	所定単位数×90%（単独型で利用定員が 20 人以上の場合）
	①又は②	
	①定員超過利用減算	所定単位数×70%
	②サービス提供職員欠如減算	所定単位数×70%※ ¹ (50%)※ ²
	身体拘束廃止未実施減算	利用者全員について 1 日 5 単位減算
共生型 短期入所 サービス費	大規模減算	所定単位数×90%（単独型で 20 床以上の場合）
	身体拘束廃止未実施減算	利用者全員について 1 日 5 単位減算

※1 減算が適用される月から 2 月目まで ※2 減算が適用される 3 月目以降

福祉型短期入所サービス費では大規模住居減算、定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算や身体拘束廃止未実施減算が、共生型短期入所サービス費では大規模減算（平成 30 年度改定で新設）や身体拘束廃止未実施減算（平成 30 年度改定で新設）が、設定されています。そのため、サービス提供職員欠如減算及び身体拘束廃止未実施減算の詳細な内容については、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の減算項目（79 ページから 80 ページ）を参照ください。なお、大規模減算及び定員超過利用減算については、以下に紹介します。

1) 大規模減算（平成 30 年度改定で新設）

単独型の指定短期入所事業所において、利用定員が 20 人以上の場合は、所定点数の 90%を算定します。

2) 定員超過利用減算

短期入所サービス費では、以下の（ア）又は（イ）に該当する場合は、基本単位数の 70% を算定します。

（ア） 1 日の利用者数が、利用定員 50 人以下の場合は利用定員の 110%を、定員が 51 人以上の場合は利用定員から 50 を差し引いた数の 105%に 55 を加えた数を、それぞれ超えている場合
（イ） 直近の過去 3 月間の平均利用人数が、利用定員の 105%を超えている場合

(6) 短期入所サービス費特有の主な加算項目

加算項目	算定要件等		報酬	
短期利用加算	利用開始日から 30 日を限度として算定		+ 30 単位/日	
重度障害者支援加算	重度障害者等包括支援等の対象者にサービスを提供した場合		+ 50 単位/日	
	強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者等が支援を行った場合		+ 10 単位追加	
単独型加算	単独型事業所においてサービスを提供した場合		+ 320 単位/日	
	利用者が日中活動を利用した日（入所日及び退所日を除く。）に、短期入所事業所による支援が 18 時間を超える場合		+ 10 単位追加	
栄養士配置加算	I	管理栄養士又は栄養士を 1 人以上配置し、管理栄養士等が常勤	+ 22 単位/日	
	II	利用者の食事管理を適切に行っている場合 管理栄養士等が非常勤	+ 12 単位/日	
利用者負担上限額管理加算	利用者負担合計額の管理を行った場合		+ 150 単位/月	
食事提供体制加算	周遊が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合		+ 48 単位/日	
緊急短期入所受入加算	I	指定短期入所の緊急利用を受け入れた場合に、当該利用者に対して初日から 7 日(やむを得ない事情がある場合は 14 日)を限度に算定 福祉型短期入所の場合	+ 180 単位/日	
送迎加算	利用者に対して、居宅等と短期入所事業所との間の送迎を行った場合 同一敷地内の場合 + 所定点数の 70%		+ 186 単位/片道	
常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤換算で 1 人以上配置		(一) 利用定員が 6 人以下	+ 10 単位/日
			(二) 利用定員 7 人以上 12 人以下	+ 8 単位/日
			(三) 利用定員 13 人以上 17 人以下	+ 6 単位/日
			(四) 利用定員 18 人以上	+ 4 単位/日
定員超過特例加算	居宅においてその介護等を行う者の急病等の理由により、定員を超えて受け入れた場合、10 日を限度として加算		+ 50 単位/日	

1) 短期利用加算

短期入所を行った場合に、利用開始日から 30 日以内の期間について、1 年につき 30 日を限度として、1 日 30 単位を加算することができます。

2) 重度障害者支援加算

重度障害者等包括支援等の対象者にサービスを提供した場合は、重度障害者支援加算として 1 日 50 単位を算定することができます。

平成 27 年度改定では、強度行動障害を有する者への支援を強化するため、「強度行動障害支援者養成研修若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程」（基礎研修）の

修了者、行動援護従業者養成研修の修了者が強度行動障害を有する者に対して支援を行った場合は、重度障害者支援加算に追加して新たに 1 日 10 単位の加算が可能となりました。

3) 単独型加算（福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)が対象)

単独型事業所においてサービスを提供した場合は、単独型加算として 1 日 320 単位を加算することができます。

平成 27 年度改定では、単独型事業所の推進を図るため、単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日（入所日及び退所日を除く）に短期入所事業所による支援が 18 時間（就寝の時間を含む）を超える場合は、単独型加算（1 日 320 単位）に追加して新たに 1 日 100 単位の加算が可能となりました。ただし、

4) 栄養士配置加算

管理栄養士又は栄養士を 1 人以上配置し、利用者の食事管理を適切に行っている場合に、常勤の管理栄養士又は栄養士が配置されている場合は栄養士配置加算(Ⅰ)として 1 日 22 単位を、非常勤の管理栄養士又は栄養士が配置されている場合は栄養士配置加算(Ⅱ)として 1 日 12 単位を加算することができます。

利用者の食事管理を適切に行っている場合とは、利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていることが該当します。

5) 利用者負担上限額管理加算

事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合は、利用者負担上限額管理加算として月 1 回 150 単位を算定することができます。

6) 食事提供体制加算

調理業務を第三者に委託していること等により事業所の責任で食事提供体制を確保した事業所又は事業所に従事する調理員が低所得者等に食事の提供を行った場合に、1 日 48 単位を算定することができます。

低所得の利用者の食費負担が原材料費相当になるよう、平成 27 年 3 月 31 日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられていましたが、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き検討することとなり、平成 30 年度改定では継続されることになりました。

7) 緊急短期入所受入加算(平成 24 年度改定で新設)

平成 30 年度改定では、緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算が廃止され、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数を引き上げられました。

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、福祉型短期入所又は共生型短期入所では緊急短期入所受入加算(Ⅰ)として 1 日 180 単位(60 単位引き上げ)を、医療型短期入所又は医療型特定短期入所では緊急短期入所受入加算(Ⅱ)として 1 日 270 単位(90 単位引き上げ)を、加算することができます。

なお、利用を開始した日に限り加算することが可能となっていました。が、平成 30 年度改定で短期入所を行った日から起算して 7 日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾

病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14 日) を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算することになりました。

8) 送迎加算(平成 24 年度改定で新設)

平成 27 年度改定では、原則として事業所と居宅間の送迎のみとされている取扱いが、送迎事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算の対象となりました。そのため、利用者に対して、居宅等と短期入所事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき 186 単位を算定することができます。なお、送迎を外部事業者へ委託する場合も算定対象となりますが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象外となります。

同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、平成 30 年度改定で所定単位数の 70%を加算することになりました。

9) 常勤看護職員等配置加算(平成 30 年度改定で新設)

平成 30 年度改定では、受け入れ体制を強化する場合の評価として「常勤看護職員等配置加算」が新設され、常勤換算方法で 1 人以上の看護職員(保健師、看護師、准看護師)を配置している場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算することができます。

10) 定員超過特例加算(平成 30 年度改定で新設)

平成 30 年度改定では、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算するとともに、その間は、定員超過利用減算は適用されないことになりました。

指定短期入所事業所等において、緊急に短期入所を受ける必要がある者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、定員を超えて、短期入所等を緊急に行った場合に、10 日を限度として、利用者全員に 1 日 50 単位を加算することができます。

(7) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費と共通の加算項目

医療連携体制加算や福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定改善加算を福祉型短期入所サービス費及び共生型短期入所サービス費においても算定することができます。医療連携体制加算の詳細な内容については、「共同生活援助サービス費特有の加算項目」(80 ページ～81 ページ)を、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算及び福祉・介護職員等特定改善加算の詳細な内容については、「生活訓練サービス費 (I) ～ (IV) 共通の加算項目」(37 ページ～41 ページ)を参照ください。

ただし、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算及び福祉・介護職員等特定改善加算は、「生活訓練サービス費 (I) ～ (IV) 共通の加算項目」とは算定する単位数が異なっています。

福祉・介護職員処遇改善加算 (I) は、単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合は 1 月の所定単位の 17.0%を、単独型事業所でない指定共同生活援助事業所(介護サービス包括型)及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合は 1 月の所定単位の 7.4%を、単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所の場合は 1 月の所

定単位の 5.7%を、単独型事業所の場合は 1 月の所定単位の 4.2%を算定します。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)は、単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合は 1 月の所定単位の 12.4%を、単独型事業所でない指定共同生活援助事業所(介護サービス包括型)及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合は 1 月の所定単位の 5.4%を、単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所の場合は 1 月の所定単位の 4.1%を、単独型事業所の場合は 1 月の所定単位の 3.1%を算定します。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は、単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合は 1 月の所定単位の 6.9%を、単独型事業所でない指定共同生活援助事業所(介護サービス包括型)及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合は 1 月の所定単位の 3.0%を、単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所の場合は 1 月の所定単位の 2.3%を、単独型事業所の場合は 1 月の所定単位の 1.7%を算定します。

福祉・介護職員処遇改善特別加算は、単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合は 1 月の所定単位の 2.3%を、単独型事業所でない指定共同生活援助事業所(介護サービス包括型)及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合は 1 月の所定単位の 1.0%を、単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所の場合は 1 月の所定単位の 0.8%を、単独型事業所の場合は 1 月の所定単位の 0.6%を算定します。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は、単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合は 1 月の所定単位の 2.0%を、単独型事業所でない指定共同生活援助事業所(介護サービス包括型)及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合は 1 月の所定単位の 1.8%を、単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所の場合は 1 月の所定単位の 3.9%を、単独型事業所の場合は 1 月の所定単位の 1.4%を算定します。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)は、単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合は 1 月の所定単位の 1.6%を、単独型事業所でない指定共同生活援助事業所(介護サービス包括型)及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合は 1 月の所定単位の 1.5%を、単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所の場合は 1 月の所定単位の 3.4%を、単独型事業所の場合は 1 月の所定単位の 1.4%を算定します。

また、医療連携体制加算は、「共同生活援助サービス費特有の加算項目」とは算定区分及び算定単位数が一部異なっており、以下に紹介します。

■ 医療連携体制加算

加算項目		算定要件等		報酬
医療連携体制加算	I	医療機関から看護職員の訪問を受けて看護を行った場合 (4時間未満の支援)	利用者1人	+ 600単位/日
	II		利用者2人以上8人以下	+ 300単位/日
	III	看護職員が介護職員等にたんの吸引等の指導を行った場合		+ 500単位/日
	IV	介護職員等がたんの吸引等を実施した場合		+ 100単位/日
	V	日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を確保している事業所の場合		+ 39単位/日
	VI	医療機関から看護職員の訪問を受けて看護を行った場合 (4時間超の支援)	利用者1人	+ 1,000単位/日
	VII		利用者2人以上8人以下	+ 500単位/日

平成 30 年度改定では、福祉型短期入所について、精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から医療との連携を強化するため、医療連携体制加算に、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を評価する区分「医療連携体制加算(V)」や更に長時間支援（4 時間超）を評価する区分「医療連携体制加算(VI)・(VII)」が新設されました。

(I) 又は (II) は 4 時間以下の支援の場合に適用し、(VI) 又は (VII) は 4 時間を超えて支援を行う場合に適用することになりますが、利用者が 1 人の場合は 1 日 1,000 単位を、利用者が 2 人以上 8 人以下の場合は 1 日 500 単位を加算することになります。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算を算定することはできません。

また、「医療連携体制加算(V)」は、施設基準に適合し都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等が短期入所等を行った場合に、1 日 39 単位を加算することができます。医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、利用者に対する日常的な健康管理や通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整等が想定されており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要となります。

医療連携体制加算(V)の施設基準
<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所）の職員、又は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により看護師を 1 人以上確保 2. 看護師により 24 時間連絡できる体制確保 3. 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を取得

ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費若しくは共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は生活介護又は自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において短期入所等を行う場合の利用者については、算定することはできません。